

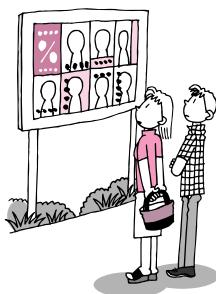


9月11日は衆議院議員総選挙と

39の指定病院・施設

入院や入所中の人の

県選挙管理委員会が指定した病院、老人・身体障害者施設などに入院・入所中の人は、施設内で投票できます（付添いの人はできません）。市内指定病院・施設は次の三十九カ所です。



前橋赤十字病院、群馬中央総合病院、群馬大附属病院、県立臓血管センター、廻橋病院、関口整形外科病院、赤城病院、前橋協立病院、上毛病院、済生会前橋病院、老年病研究所附属病院、上毛泌尿器科記念善衆会病院、上武呼吸器科内科病院、わかば病院、富沢病院、老年病研究所附属介護保険リハビリテーション病院、陽光苑、あづま荘、青

小選挙区の候補者の選挙運動用ポスターは、市内六百九十四カ所の公設「ポスター掲示場」に掲示。それ以外の場所には掲示されません。皆さんが候補者を選ぶ参考にしてください。な

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した次の二種類の選挙公報が新聞折り込みで各家庭へ届けられます。

小選挙区(第一区)の候補者市役所、水道局、各地区公民館などの市有施設、JR市内各駅、上電中央前橋駅、各郵便局

3つの選挙公報を

お、比例代表の政党などのポスターは、この掲示場には掲示できません。一定の制限の下で、居住者などの承諾を得て掲示することになります。

7日朝刊に折り込み

選挙区の候補者の選挙運動用ポスターは、市内六百九十四カ所の公設「ポスター掲示場」に掲示。それ以外の場所には掲示されません。皆さんが候補者を選ぶ参考にしてください。な

公設ボスター掲示場 市内69カ所で

開票は午後8時50分から 県HPで投開票速報

次に該当する重度身体障害者で市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている人は、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。投票用紙請求は9月7日までです。

身体障害者手帳の場合は、両下肢・体幹・運動機能の障害が一級か二級、心臓・じん臓・呼吸

重度身障者など 不在者投票制度も

不在者投票の代理記載

郵便などで不在者投票ができる選挙人のうち、次に該当する

人は市選挙管理委員会委員長にあらかじめ代理記載人の届けを

した人のみ代理投票をさせることができます。

在外投票

在外選挙人名簿に登録されている人で一時帰国している人や帰國者で一般の選挙人名簿に登録されない人は、期日前投票や選挙期日における指定在外選挙投票所(東和銀行本店・本町二丁目)での投票制度など、国内の投票制度を利用して、衆議院比例代表のみ投票できます。在外選挙人証を用意してください。

梨子荘、一羊館、サンビューグンマ、やまぶき、前橋老人ホーム、明風園、恵風園、上毛の里、ケアハウス前橋、すみれ荘、ほのぼの荘、春日の里、あじさい園、シャリティエまえばし、明光園、鐘の鳴る丘愛誠園、第一明光園、元気の郷、清里荘、桂荘、責任。

器・ばつじつ・直腸・小腸の障害が一級か二級。免疫障害の程度が一級から三級まで。戦傷病者が手帳の場合は、両下肢・体幹の障害が特別項症から第二項症まで、内臓機能の障害が特別項症から第三項症まで。介護保険被保険者証の場合は要介護状態区分「要介護1」。

項症から第一項症までと記載されている。

市外に滞在している人

投票する資格があつて市外に滞在中の人は、滞在する市町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票ができます。滞在している市町村選挙管理委員会で説明を受け、早めに請求手続きを。